

印西市マスコットキャラクター「いんザイ君」着ぐるみ貸出要領

平成24年6月22日制定

平成30年4月2日改正

令和3年10月25日改正

令和4年4月1日改正

令和5年5月8日改正

(目的)

第1条 この要領は、印西市マスコットキャラクター「いんザイ君」が印西市をPRするキャラクターとして活動するにあたり、印西市が所有する「いんザイ君」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 貸出しの対象者は、次の各号のとおりとする。

(1) 印西市

(2) 国、及び地方公共団体が開催する行事に参加する者

(3) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることが主たる目的として開催するものでない行事の主催者

(4) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事の主催者

(5) 上記以外で、印西市の魅力の発信に資する行事や印西市との連携協力の下に開催する行事等、公益的観点から適当と判断できる行事の主催者

(使用の承諾)

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、「いんザイ君」着ぐるみ借受申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入の上、借受けを希望する団体の概要及び行事の概要が分かる資料を添えて、印西市長（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。

2 前項に掲げる者が当該行事の告知に「いんザイ君」のデザインを使用しようとする場合には、借受申請書にその旨記入の上、告知用資料のデザイン案を添えて、その承諾を得なければならない。なお、印西市マスコットキャラクター取扱要綱及び印西市マスコットキャラクターいんザイ君デザインガイドマニュアルに従って使用しなければならない。

3 前2項の申請は、次に定める期間に行わなければならない。ただし、特別

の事由がある場合はこの限りではない。

(1) 借受けしようとする日の属する月の3月前の月の初日から借受けしようとする日の5日前（閉庁日の場合はその前日）までの期間

(2) 第2条第1号に定める者が申請する場合は、この限りではない。

4 管理者は、第1項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾する。

(1) 借受希望者が、前条各号のいずれにも該当しないとき。

(2) 印西市の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。

(3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

(4) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

(5) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

(6) 「いんザイ君」のイメージを損なうおそれのあるとき。

(7) 個人・団体のマスコットとして使用するとき。

(8) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

5 管理者は、着ぐるみの使用を承諾する場合、「いんザイ君」着ぐるみ使用承諾書（別記第2号様式）により、借受希望者に通知するものとする。

6 管理者は、承諾に際し、条件を付することができる。

7 管理者は、第4項に規定する使用承諾の通知をした後であっても、市の業務に支障が生じる場合その他やむを得ない事情があると認めたときは、使用承諾の通知を取り消すことができる。

8 管理者は、着ぐるみの使用を承諾しない場合、「いんザイ君」着ぐるみ使用不承諾書（別記第3号様式）により、借受希望者に通知するものとする。

（貸出方法）

第4条 着ぐるみを借受ける者（以下「借受者」という。）は、管理者から直接着ぐるみを借受け、直接返却する。

2 着ぐるみの貸出しは、1行事につき1体とする。

（貸出期間）

第5条 貸出期間は、貸出しの日から返却の日を含め7日以内とする。

2 貸出・返却時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

（貸出料）

第6条 貸出料は、無料とする。ただし、運搬等に係る経費は、借受人の負担とする。

（貸出品）

第7条 貸出品の種類及び数量は、別表1に掲げるとおりとする。

(使用制限)

第8条 着ぐるみを使用できる者は、別表2に掲げるとおりとする。

(遵守事項)

第9条 借受者は、別表3に掲げる事項を遵守しなければならない。

(承諾の取消し)

第10条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、借受者に損害が生じて、管理者はその責めを負わない。

(原状回復)

第11条 借受期間中の着ぐるみの汚損は、全て借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第12条 着ぐるみの使用による借受者の被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。また、借受者が第三者に被害を与えた場合も、管理者は一切その責めを負わず、借受者の責において、その被害を賠償するものとする。

(損害賠償)

第13条 借受者が着ぐるみを亡失した場合は、現品、又は相当の対価をもって賠償しなければならない。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年7月1日から施行する。

(適用)

- 2 この要領に基づく着ぐるみの貸出しは、借受けを希望する行事が平成24年度に実施されるものから適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。

別表 1（第 7 条）

- | | |
|----------------|---------------|
| （1）着ぐるみ | 1 体（頭部・体部・足部） |
| （2）印鑑 | 1 つ |
| （3）収納袋 | 3 つ |
| （4）消臭剤 | 1 つ |
| （5）着ぐるみ使用マニュアル | 1 式 |

別表 2（第 8 条）

- （1）18 歳以上
- （2）身長 150 cm から 175 cm 程度の人（身長が高い人は動きづらくなります）

別表 3（第 9 条）

- （1）承諾された行事のみに使用すること。
- （2）貸出期間を遵守すること。
- （3）着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- （4）着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- （5）当該行事の告知用に「いんザイ君」のデザイン・写真の使用を承諾された場合は、承諾された内容のみで使用する。
- （6）雨天・降雪時は、屋外での着用はしないこと。ただし、屋根がある等着ぐるみが濡れない場合はこの限りではない。
- （7）「いんザイ君」のイメージの統一のため、着用者は極力声を出さないこと。また、関係者以外の目に触れる場では着脱しないこと。
- （8）着用すると視野が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず介添者をつけること。
- （9）第 3 条第 6 項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

第1号様式

「いんザイ君」着ぐるみ借受申請書

年 月 日

印西市長 様

申請者住所（所在地）

団 体 名

代 表 者 名

印西市マスコットキャラクター「いんザイ君」着ぐるみ貸出要領を遵守のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 行 事 名	
2 開催日時	
3 開催会場	
4 行事の目的及び内容	
5 いんザイ君の役割	
6 対象者・参加予定人数	
7 行事に関する問合せ先	TEL ()
8 借受期間	年 月 日から 年 月 日まで
9 借受担当者	TEL ()

行事等告知のためのいんザイ君のデザイン・写真の使用

有 ・ 無 有の場合、 右も記入	使用対象 物品	ポスター	チラシ	HP	その他 ()
	作成部数				
	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで			

※借受けを希望する団体の概要及び行事の概要が分かる資料(企画書等)を添付すること。

※デザインを使用する場合は「印西市マスコットキャラクターいんザイ君デザインガイドマニュアル」に従い「いんザイ君」のイメージを損なわないようにすること。

※上記1から7までの項目は、内容を整理の上、「いんザイ君の今後の予定」として印西市ホームページ内「いんザイ君の部屋」に掲載することがあります。

第2号様式

「いんザイ君」着ぐるみ使用承諾書

印 西 第 号
年 月 日

様

印西市長 板倉 正直

年 月 日付けで申請のあった「いんザイ君」の着ぐるみの使用については、印西市マスコットキャラクター「いんザイ君」着ぐるみ貸出要領を遵守のうえ使用することを条件に使用を承諾します。

記

【遵守事項】

- (1) 承認された行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況が分かる写真等を提出すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5) 当該行事の告知用に「いんザイ君」のデザイン・写真の使用を承諾された場合は、承諾された内容のみで使用すること。
- (6) 雨天・降雪時は、屋外での着用はしないこと。ただし、屋根がある等着ぐるみが濡れない場合はこの限りではない。
- (7) 「いんザイ君」のイメージの統一のため、着用者は極力声を出さないこと。また、関係者以外の目に触れる場では着脱しないこと。
- (8) 着用すると視野が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず介添者をつけること。
- (9) その他、使用条件を示された場合は、その条件を遵守すること。

※着ぐるみの使用について裏面の注意事項を確認のうえ取り扱うこと。

※借受けの際は、本書を提示すること。

貸 出 日	年 月 日 ()
返 却 日	年 月 日 ()
告知用デザインの使用	有 ・ 無

問合せ：印西市経済振興課 TEL 0476-33-4477（直通）

裏面

【注意事項】

- ① 着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように長袖・長ズボン・靴下・軍手等を着用すること。
- ② 会場の気温などを考慮して水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。
- ③ 当日の会場、天候及び着用者の体調などを考慮して適宜休憩を取り、無理のない着用をすること。
- ④ 少しでも体調に異変を感じる場合、着用をしないこと。
- ⑤ 使用後は清潔な布等で拭き上げ、消臭スプレーなどを使用し、風通しの良い所で陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- ⑥ スチロール部分が溶融するため、アルコールによる除菌はしないこと。
- ⑦ 型くずれしないよう、輸送や保管の際には取扱いに十分注意すること。特につのやしっぱを扉や壁に当てないように取扱うこと。

以上

第3号様式

「いんザイ君」着ぐるみ使用不承諾書

印 西 第 号
年 月 日

様

印西市長

年 月 日付けで申請のあった「いんザイ君」の着ぐるみの使用については、下記のとおり不承諾とします。

記

1 行事名

2 使用場所

3 使用期日

4 借用期間

5 不承諾の理由